

少年非行の概況（令和5年中）

○ 少年非行の概況

令和5年中に県内で検挙・補導された**非行少年**の総数は416人で、前年に比べ67人(19.2%)増加しました。

刑法犯少年(刑法犯の罪を犯した犯罪少年で、犯行時及び処理時の年齢がともに14歳以上20歳未満の少年)は210人で、前年に比べ21人(11.1%)増加しました。

特別法犯少年(特別法犯の罪を犯した犯罪少年をいい、犯行時の年齢が14歳以上20歳未満の少年)は54人で、前年に比べ4人(8.0%)増加しました。

触法少年(14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年)は148人で、前年に比べ40人(37.0%)増加しました。

ぐ犯少年(保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があつて、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年)は4人で、前年に比べ2人(100.0%)増加しました。

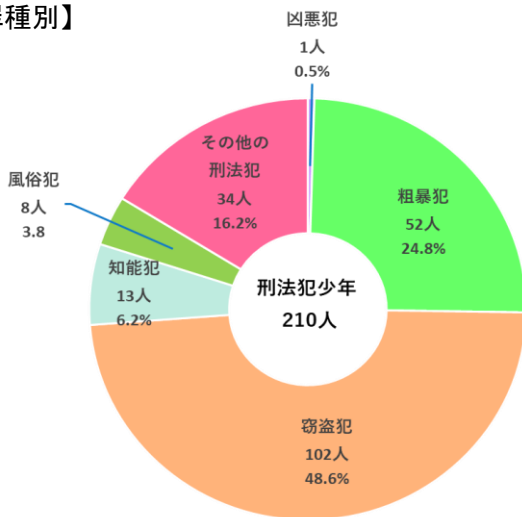
区分		年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
非行少年	犯罪少年	刑法犯少年	262	157	172	189	210
		特別法犯少年	25	46	47	50	54
		小計	287	203	219	239	264
		指数	100	71	76	83	92
	触法少年	人数	119	86	104	108	148
		指数	100	72	87	91	124
	ぐ犯少年	人数	3	4	0	2	4
	総数	総数	409	293	323	349	416
		女子の占める率	21.3	15.7	18.9	14.0	13.9

※ 人口比…14歳から19歳までの少年人口1,000人あたりの検挙人員
 ※ 少年人口は、奈良県総務部庶務課統計課調べ(令和4年10月1日現在)

○ 犯罪少年～刑法犯少年の現状～

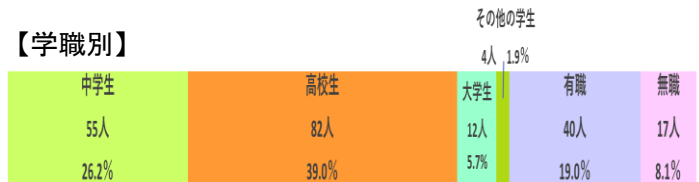
刑法犯少年を罪種別で見ると窃盗犯が102人で最も多く、全体の48.6%を占めました。また学職別では、高校生が82人で最も多く、全体の39.0%を占めました。

【罪種別】

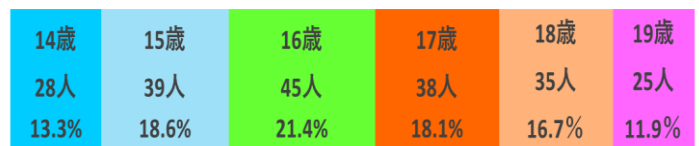


- ※ 凶悪犯とは、殺人、強盗、放火、不同意性交等
- ※ 粗暴犯とは、暴行、傷害、脅迫、恐喝等
- ※ 知能犯とは、詐欺、横領、偽造、汚職等
- ※ 風俗犯とは、賭博、わいせつ

【学職別】

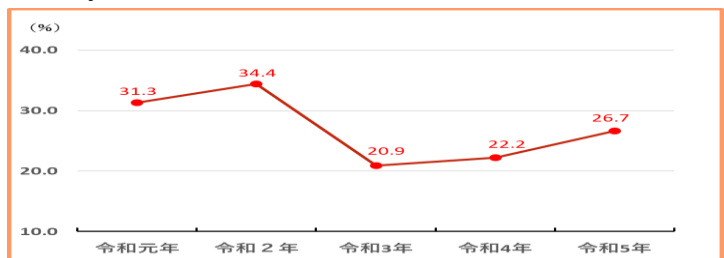


【年齢別】



【再犯者率(刑法犯少年に占める再犯者の割合)】

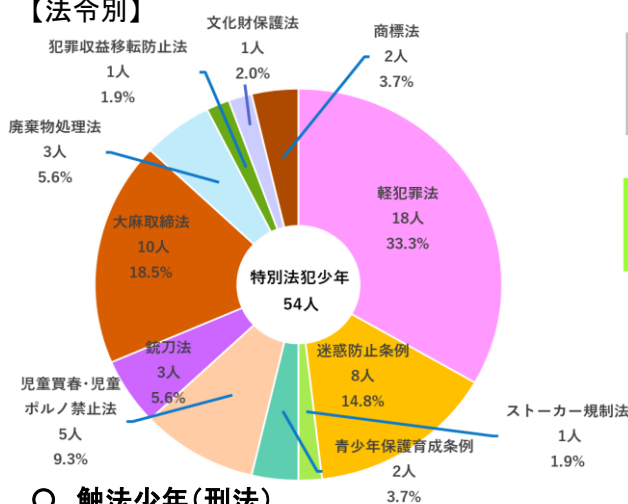
再犯者率は26.7%で、前年に比べて4.5ポイント増加しました。



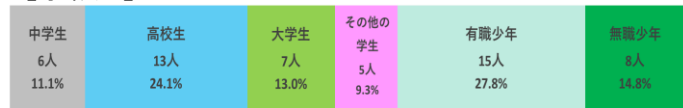
○ 犯罪少年～特別法犯少年の現状～

特別法犯少年を法令別で見ると軽犯罪法違反が18人で最も多く、全体の33.3%を占めました。
また薬物事犯では、大麻取締法違反で10人検挙されており、前年(5人)より倍増しています。

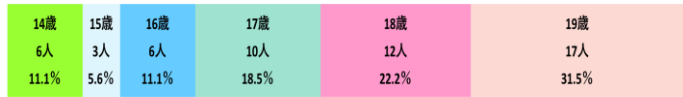
【法令別】



【学職別】



【年齢別】

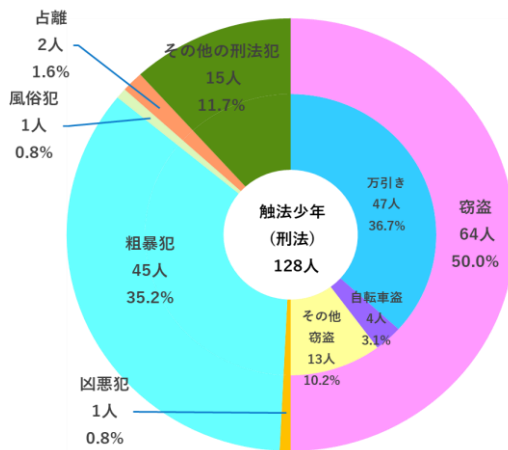


薬物乱用は少年にまで広がっています

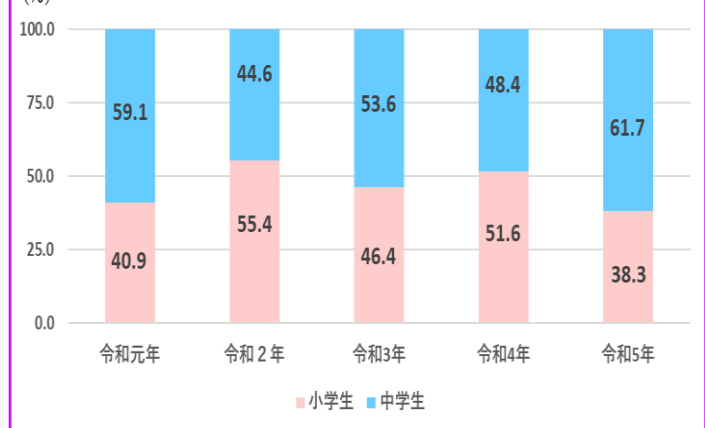
特に、近年、インターネット上等において大麻の有害性を否定する情報が流れ、大麻に対する警戒心の低下が懸念されます。
大麻の乱用による社会や人体への悪影響と危険性を子供達に正しく認識させることが大切です。

○ 触法少年(刑法)

触法少年(刑法)を罪種別で見ると窃盗犯が64人で最も多く、触法少年(刑法)全体の50.0%を占めており、うち万引きの割合が36.7%と最も高く、刑法犯少年の万引きの割合(23.8%)を上回っています。



触法少年(刑法)に占める小学生・中学生の割合の推移



○ 不良行為少年

不良行為少年(喫煙、深夜はいかい、飲酒等、「奈良県少年補導に関する条例」に掲げる少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれのある行為(刑罰法令に触れるものを除く)を行う少年)の補導人員は3,371人で前年に比べ633人(23.1%)増加しました。

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総 数	2,275	3,081	2,289	2,738	3,371
喫 煙	1,137	1,540	1,184	1,324	1,795
深夜はいかい	881	1,250	879	1,128	1,300
飲 酒	149	152	142	167	211
粗 暴 な 言 動	15	29	24	31	14
風俗営業所等への立入り	50	41	15	43	23
その他の行為	43	69	45	45	28

～ 少年相談専用電話「ヤング・いじめ110番」～

奈良県警察少年サポートセンターでは、少年自身、保護者やその関係者の方から、非行問題・いじめ・犯罪被害など、少年に関わる様々な問題について、電話相談を受け付けています。
一人で悩まず、ご相談下さい！

少年サポートセンター (警察本部少年課内)

TEL 0742-22-0110

相談受付：月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前8時30分から午後5時15分
(上記の受付時間外の相談は、警察本部当直員が対応します。)

(注) 本資料中のグラフによる構成比は、四捨五入の関係でパーセンテージの合計が「100%」にならない場合があります。

奈良県警察